**大阪府営住宅の大阪市への移管について（案）**

資料１

**○移管に向けた主な調整事項等**

　・移管スキームの調整

　・建替等事業着手済団地の取り扱い

　・府営住宅と市営住宅の間で異なる運用面の調整　等

大阪市内府営住宅戸数

　　　18区　69団地　15,195戸　(H26.3.31時点)

**○基本的方向性：「大阪市内の府営住宅を大阪市に移管」**

公営住宅等に関する政策決定は、住民生活を身近で支える基礎自治体が担うことが望ましく、まちづくりや効率性の観点からも管理・運営の一元化が望ましいため、大阪市内の府営住宅を大阪市に移管

〔府市統合本部会議(H24.6.19) 　府戦略本部会議(H24.6.29) 市戦略会議(H24.6.27)〕

府市統合本部会議（H26.9.2）

**移管の時期**

**移管に関しての主な対応方針　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　今後の予定**

大阪市内の府営住宅は、建替えや耐震改修工事中などの事業中団地を除き、平成27年8月（予定）に移管する。

**平成26年度**

・事業主体変更承認に係る国との協議

・指定管理者契約の継続に係る府・市・指定管理者の三者協議

・市営住宅条例改正案の提案【１１月（予定）】

・入居者への説明

・協定書の締結

**平成27年度**

・大阪市内の府営住宅の移管【８月（予定）】

**① 土地建物は無償譲渡、現状有姿、起債償還は市負担**

**② 市内全ての住宅を移管**

・建替事業、耐震改修事業など事業中の住宅は、事業完了後に市に移管

**③ 移管後の管理制度は、市の制度に基づいて実施**

・移管後の新規入居者については市の家賃制度を適用

・移管時点の入居者については、現行の府の家賃制度を適用するなどの経過措置を実施

・入居者募集において、市外府民も応募できる枠を一定確保